令和元年度 我孫子市版事業仕分け(令和元年10月5日(土)実施)

「敬老祝金」についての資料

| (1)敬老祝金事業の概要 | 1ページ |
|------------------------------------|------|
| (2)敬老祝金 対象者・贈呈者数の推移と総支出額の推移について | 2ページ |
| (3)男女別 平均寿命の推移 厚生労働省統計より | 3ページ |
| (4)我孫子市敬老祝金に関する条例(平成元年3月31日条例第11号) | 4ページ |

担当 : 健康福祉部 高齢者支援課

(1)敬老祝金事業の概要

根拠法令 我孫子市敬老祝金に関する条例(平成元年3月31日条例第11号)

対象者・9月1日現在において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳

に記載されている者

・当該年中に80歳、88歳又は100歳に達する者

祝金の額 100歳 30,000円

(令和元年現在) 88歳 10,000円

80歳 10,000円

対象者へのご案内などについて

・6月下旬に、対象者あてにお知らせ等を郵便にて発送。

・対象者より「敬老祝金口座振込依頼書」を受領(7月末日〆切)。 〆切までに依頼書が届かない方については再通知、訪問等にて対応。

・9月中旬頃に、指定の銀行口座に祝金を振り込み 口座エラーについては、再通知や訪問などにより再振込を実施。

祝金額の変遷

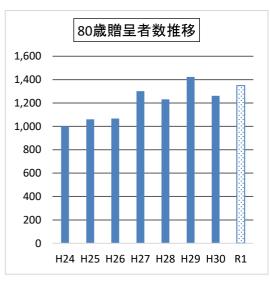
| 年度年度 | 77歳 | 80歳 | 88歳 | 99歳 | 100歳 | 105歳 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| H20まで | 10,000円 | 設定無し | 20,000円 | 30,000円 | 50,000円 | 50,000円 |
| H21~H23 | 廃止 | * | 10,000円 | 廃止 | 30,000円 | 廃止 |
| H24~ | 光皿 | 10,000円 | 10,000円 | 光工 | 30,000円 | |

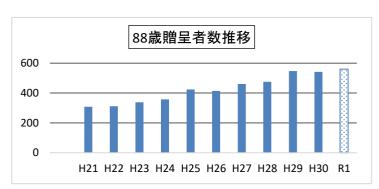
※経過措置により、80歳への贈呈なし

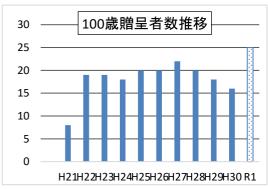
(2)敬老祝金 対象者・贈呈者数の推移と総支出額の推移について

| | 80歳 | | 88 | 歳 | 100 |)歳 | 祝金支出額 | |
|-----|------------------------|-------|------|------|------|------|---------------|--|
| | 対象者数 | 贈呈者数 | 対象者数 | 贈呈者数 | 対象者数 | 贈呈者数 | 忧並又 ഥ領 | |
| H21 | ※経過措置により、 80歳への贈呈なし | | 不明 | 308 | 不明 | 8 | 3,320,000 円 | |
| H22 | | | 316 | 311 | 19 | 19 | 3,680,000 円 | |
| H23 | | | 345 | 338 | 20 | 19 | 3,950,000 円 | |
| H24 | 1,002 | 1,001 | 358 | 358 | 18 | 18 | 14,130,000 円 | |
| H25 | 1,064 | 1,061 | 424 | 424 | 20 | 20 | 15,450,000 円 | |
| H26 | 1,068 | 1,067 | 415 | 414 | 20 | 20 | 15,410,000 円 | |
| H27 | 1,306 | 1,302 | 461 | 460 | 22 | 22 | 18,280,000 円 | |
| H28 | 1,233 | 1,231 | 477 | 476 | 20 | 20 | 17,670,000 円 | |
| H29 | 1,427 | 1,423 | 550 | 547 | 18 | 18 | 20,240,000 円 | |
| H30 | 1,263 | 1,261 | 545 | 542 | 16 | 16 | 18,510,000 円 | |
| R元※ | 1,373 | • | | 560 | 25 | 25 | 19,840,000 円 | |

※対象者数はR元年9月1日時点 、贈呈者数は9月20時点。





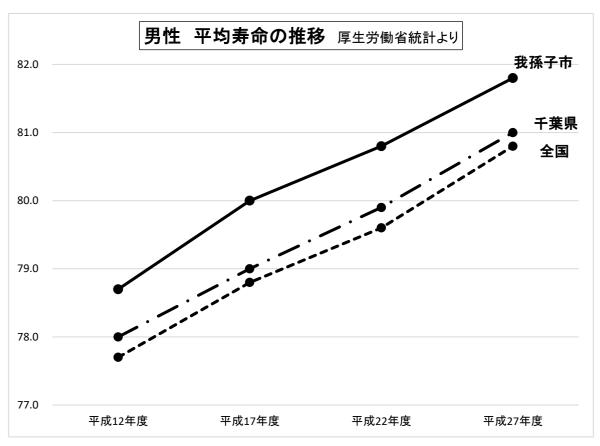


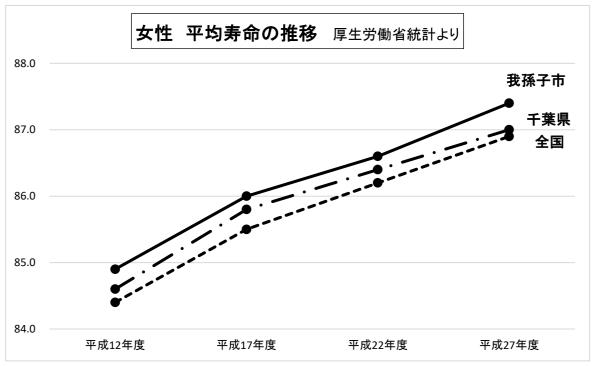


(3)男女別 平均寿命の推移 厚生労働省統計より

| 男 | 我孫子市 | 千葉県 | 全国 |
|--------|------|------|------|
| 平成12年度 | | 78.0 | 77.7 |
| 平成17年度 | | 79.0 | 78.8 |
| 平成22年度 | 80.8 | 79.9 | 79.6 |
| 平成27年度 | 81.8 | 81.0 | 80.8 |

| 女 | 我孫子市 | 千葉県 | 全国 |
|--------|------|------|------|
| 平成12年度 | 84.9 | 84.4 | 84.6 |
| 平成17年度 | 86.0 | 85.5 | 85.8 |
| 平成22年度 | 86.6 | 86.2 | 86.4 |
| 平成27年度 | 87.4 | 86.9 | 87.0 |





平成元年3月31日条例第11号

改正

平成9年3月25日条例第3号 平成16年7月1日条例第13号 平成21年3月24日条例第3号 平成24年6月29日条例第32号

我孫子市敬老祝金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に敬老祝金(以下「祝金」という。)を贈り、長寿を祝福するとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。
 - (1) 9月1日現在において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 当該年中に80歳、88歳又は100歳に達する者(祝金の額)
- 第3条 祝金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

| | 区分 | | | 金額 | |
|-----------|----|---|---|----|----------|
| 100歳に達する者 | | | | | 30, 000円 |
| 88歳に達する者 | | | V | | 10, 000円 |
| 80歳に達する者 | | : | | | 10, 000円 |

(祝金の贈呈)

第4条 祝金は、9月に贈るものとする。

(祝金の返環)

第5条 市長は、虚偽その他不正の手段により祝金を受けた者があるときは、その者に対して既に 受けた祝金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市敬老に関する条例の廃止)

2 我孫子市敬老に関する条例(昭和35年条例第20号)は、廃止する。

(敬老祝品の受給資格の特例)

3 第2条第2号の規定の適用については、同号中「満70歳」とあるのは、平成元年については「満66歳」と、平成2年については「満67歳」と、平成3年については「満68歳」と、平成4年については「満69歳」とする。

附 則(平成9年3月25日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成16年9月に贈る祝金の対象者の特例)

2 平成16年9月に贈る祝金は、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、平成15年9月2日から同年12月31日までの間に満77歳、88歳、99歳又は100歳に達した者を贈呈の対象とすることができる。

附 則(平成21年3月24日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までの各年度に係る敬老祝金の特例)

2 平成21年度から平成23年度までの各年度の敬老祝金に限り、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、80歳に達する者に係る敬老祝金は、贈呈しない。

附 則 (平成24年6月29日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。